

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ながさき地域再生投資促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

3 地域再生計画の区域

長崎県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的特性】

長崎県は、九州の西北部に位置し、東西 213 キロメートル、南北 307 キロメートルにおよぶ県域である。その中の陸地（総面積 4,105.47 平方キロメートル、平成 23 年 10 月 1 日現在）は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、海岸線は多くの半島、岬と湾、入江から形成されており、海岸線の延長は 4,184 キロメートル（平成 24 年 3 月 31 日現在）におよび、北海道につぎ全国第 2 位（北方四島を除くと第 1 位）の長さを示している。

東は島原半島が突出し、有明海を隔てて熊本県、福岡県と相接し、南は長崎半島が天草灘に望み、西海上には五島列島が、西北海上には壱岐、対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。

【文化的所産】

本県には、「明治日本の産業革命遺産」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産があり、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する日本遺産として、「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」、「鎮守府横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」、「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」の 4 つがこれまでに認定されている。

これらの文化が生まれた背景としては、長崎県の島々が中国大陆や朝鮮半島と近かったことから、古代から海外との貿易や交流の拠点であったこと、江戸時代の初期までは南蛮貿易・朱印船貿易の港として世界の国々との交易が行われ、鎖国下においては日本で唯一の窓口として出島が作られたことで経済・文化・学術の日本の近代化に大きな役割を果たしたことが挙げられる。

また、第二次世界大戦の末期の昭和 20 年 8 月 9 日、長崎市に原子爆弾が投

下され、広島市に次いで原爆被災地となり、歴史的な大惨禍に見舞われながらも戦後に奇跡的な復興を遂げた平和都市として、長崎市は世界的に知名度が高い。

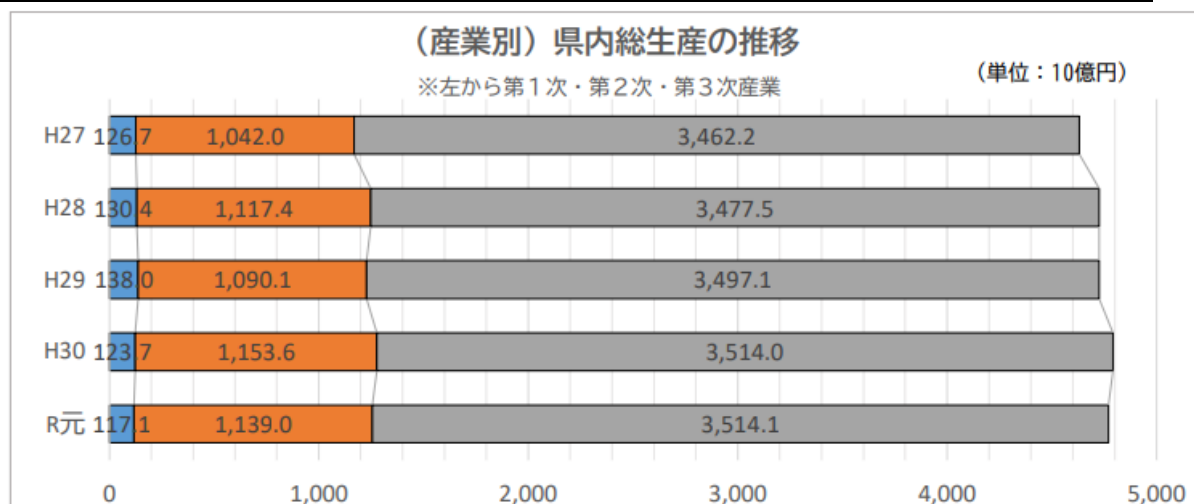
【産業】

本県の県内総生産額（令和元年度）は、約 47,702 億円で、全国で 31 位、九州・沖縄では第 4 位である。

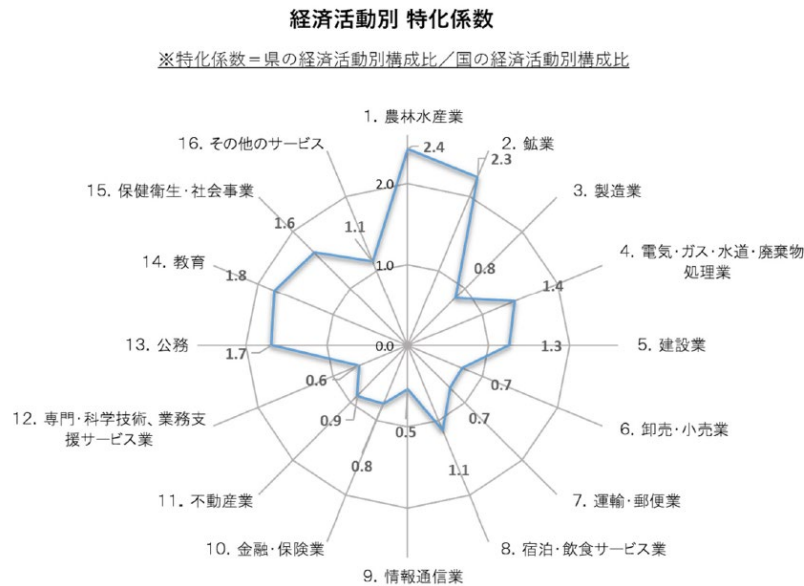
産業構造を県内総生産の構成比でみると、令和元年度は第 1 次産業 2.4%（国 1.0%）、第 2 次産業 23.8%（同 25.7%）、第 3 次産業 73.4%（同 72.3%）となっており、本県の産業構造は、国と比べ第 2 次産業の割合が低く、第 1 次産業と第 3 次産業の割合が高くなっている。

また、県内総生産の構成比を国内総生産の構成比で割って求めた特化係数でみると、全国を上回っているのは農林水産業(2.4)、鉱業(2.3)、教育(1.8)、公務(1.7)、保健衛生・社会事業(1.6)等で、下回っているものは情報通信業(0.5)、専門・科学技術、業務支援サービス業(0.6)、卸売・小売業(0.7)、運輸・郵便業(0.7)等となっており、農林水産業の特化の度合いが高く、反面、一部のサービス業において低くなっている。

産業別県内総生産の推移（出典：令和元年度県民経済計算の概要 長崎県統計課）



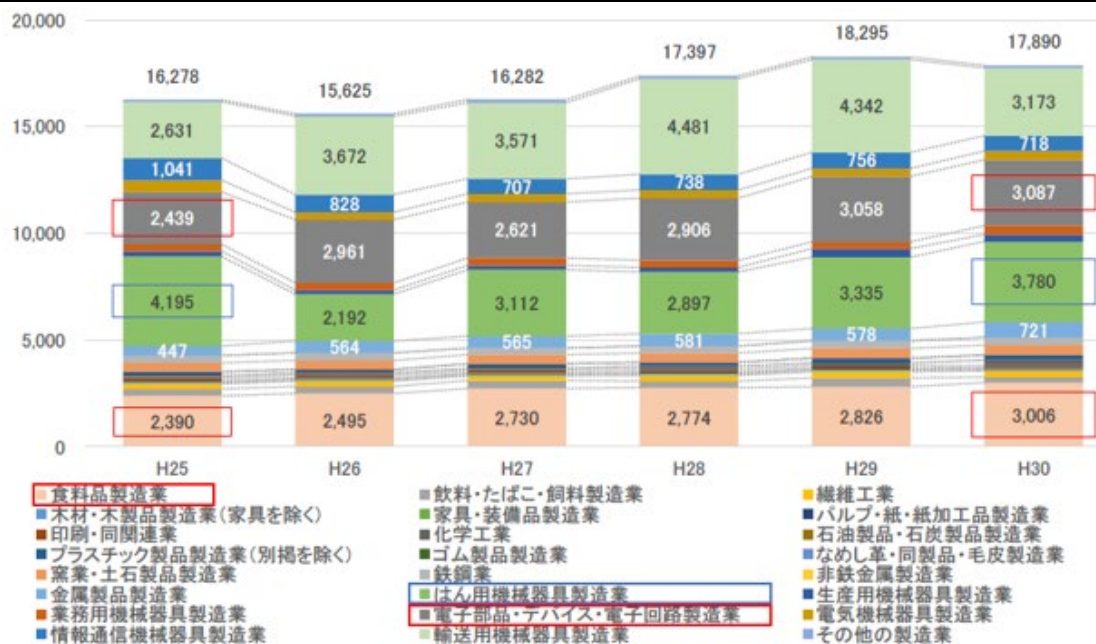
経済活動別 特化係数（出典：令和元年度県民経済計算の概要 長崎県統計課）



製造業の特徴をみると、平成 25 年から製造品出荷額等が増加した主な分野は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（648 億円増加）」、「食料品製造業（616 億円増加）」、減少した分野は、「はん用機械器具製造業（415 億円減少）」となっている。また、平成 25 年から付加価値額が増加した主な分野は、「電子部品・デバイス・電子回路製造業（716 億円増加）」、減少した分野は、「輸送用機械器具製造業（376 億円減少）」となっている。

なお、自然に恵まれているだけでなく、歴史文化等の地域資源にも恵まれた本県では、アフターコロナのインバウンドクルーズ客の回復や新幹線開通等による観光消費拡大も期待されることから、みやげ物消費やネット通販でのリピート購入増加により、食品製造業も成長が見込まれる分野となっている。

産業別製造品出荷額の推移（出典：2019 工業統計を基に作成 長崎県産業政策課）



近年は、半導体のソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社や三菱重工航空エンジン株式会社等の大手メーカーの事業規模の拡大も進んでいることから、本県の強みである造船業等で培った高度な金属加工技術を活かすことのできる県内地場中小企業がこれらの半導体（本県が九州エリアで出荷額2位）や航空機を中心とした成長分野に参入しているが、中小企業にとって新たな技術開発・設備投資や規模拡大のハードルは高く、資金面の支援が必要となっている。

半導体関連製品の出荷額（出典：2020年工業統計調査 長崎県企業振興課）

半導体関連製品の出荷額				
(単位:億円)				
順位	平成22年度		令和元年度	
1	熊本	3,760	熊本	3,420
2	大分	3,453	長崎	3,003
3	鹿児島	3,043	鹿児島	2,922
4	福岡	2,789	大分	2,692
5	長崎	2,686	佐賀	2,015
6	宮崎	1,690	福岡	1,901
7	佐賀	1,665	宮崎	1,742
全国計		166,333		141,240

【雇用】

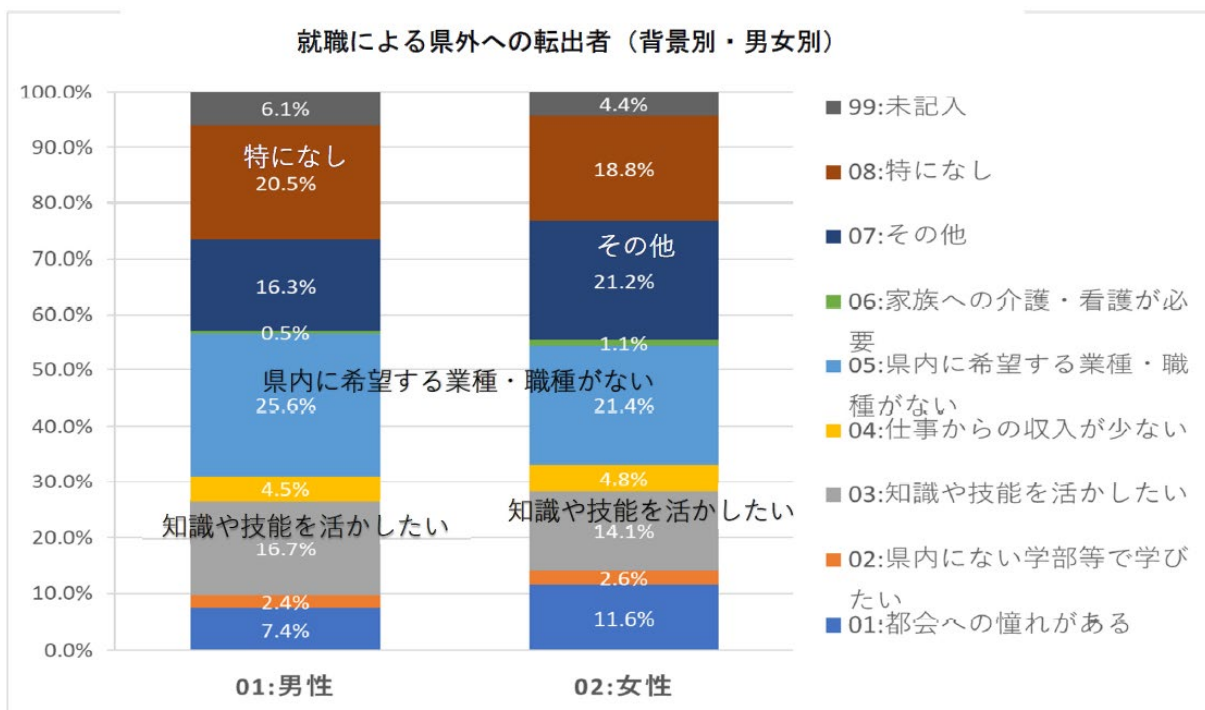
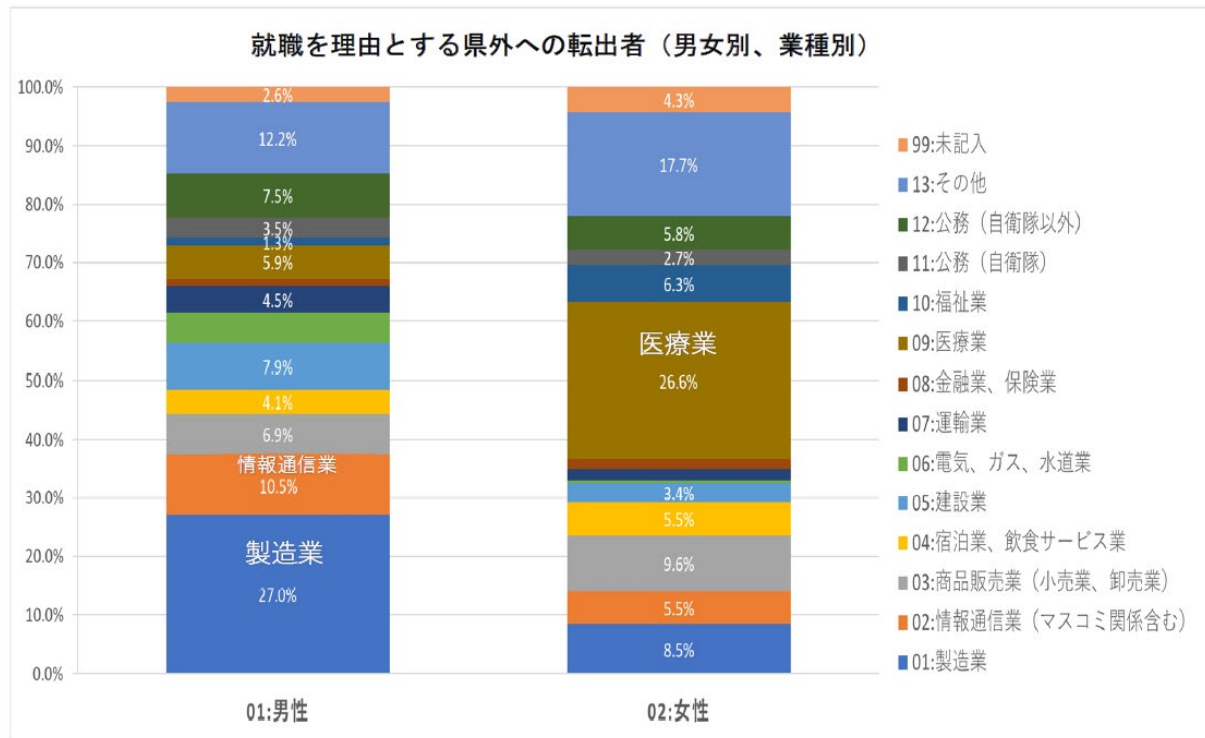
県内の高校卒業者の進路を見ると、県内高校の令和3年3月卒業者（11,590人）の71%（8,282人）が進学し、27%（3,129人）が就職しているが、このうち、進学者の54%（4,528人）、就職者の30%（942人）が県外へ転出している。また、県内大学の令和3年3月卒業者（4,060人）のうち、県外への就職は45%（1,852人）となっている。

令和元年に本県が県内大学の1～3年生を対象に行ったアンケートによると、県外への就職を希望する理由（複数回答方式）としては、「大都市圏以外でも、一度、長崎の外に出てみたい」（48%）、「一度は、都会での生活を経験してみたい」（47%）という都会への憧れと、「長崎県内では、企業の選択肢が少ないから」（39%）、「長崎県内には、希望する業種の企業が少ないから」（30%）という企業選択の回答が多かった。

また、本県は長年基幹産業として経済を支えた造船プラント分野で培った高度な金属加工技術を有する人材が多く、県内工業高校や長崎大学工学部、近年半導体分野の教育にも力を入れている佐世保高専等の教育機関の人材育成にも実績がある等、人材面で強みを有している。しかしながら、平成12年と令和2年の工業統計表を比較すると20年間で製造業従業者数が14,744人減少している。令和3年3月から12月までの間に県内市町の窓口で転籍手続きの際等に実施した移動理由アンケートの集計結果を見ると、就職を理由とする県外への転

出者は男性では製造業が最も多く、希望する業種・職種を求めて他県へ転出している傾向にあると思われる。また、教育機関の卒業生も県外へ就職のために流出する傾向がみられる。

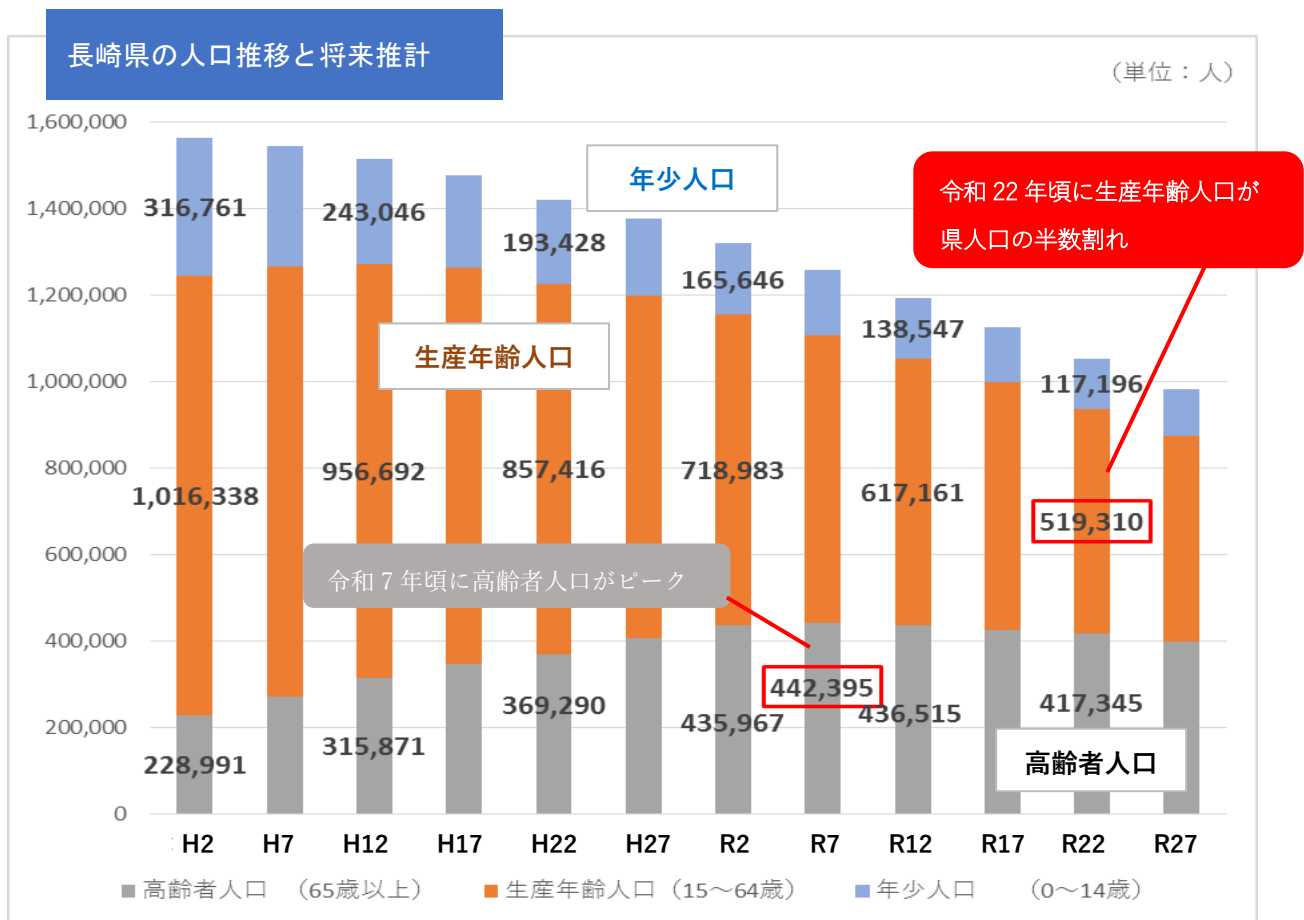
県外転出者の移動理由の業種と背景（出典：移動理由アンケート 長崎県統計課）



【人口】

本県では、全国よりも速い勢いで人口減少が進んでおり、昭和 35 年の 176 万人をピークとして、令和 4 年には 128 万人と、この 60 年ほどで約 50 万人減少している。また、将来見通しとして、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」に準拠し算出した数値によると、令和 42 年までに更に 65 万人が減少し、78 万人程度の人口になると推計されている。

長崎県の人口推移と将来推計（出典：長崎県長期人口ビジョン 長崎県政策企画課）



年齢 3 区分別人口の推移をみると、平成 12 年には老年人口（65 歳以上）が年少人口（0 歳～14 歳）を上回る転換期を迎えた。平成 2 年から令和 2 年にかけて、年少人口は 316,761 人から 165,646 人と減少し、老年人口は 228,991 人から 435,967 人と増加している。また、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は、1,016,338 人から 718,983 人へと約 30 万人減少している。

自然動態の推移をみると、平成 14 年には死亡数が出生数を上回り、全国よりも速く（全国は平成 20 年）、自然減へ転落し、平成 14 年以降自然減の状態が続いており、令和 2 年には年間で▲8,267 人の自然減となっている。

社会動態の推移をみると、令和3年には▲5,601人の社会減となっている。社会減は、全年齢では女性の方が男性よりも深刻で、転出超過が大きい年齢階級は、男女ともに15～24歳となっている。また、高校卒業時の男性と大学卒業時の女性において、社会減が顕著である。

長崎県の社会動態の推移（出典：長崎県異動人口調査 長崎県統計課）

長崎県の社会動態の推移（日本人、県外移動、全年齢）

	区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男女計	転入	24,494	23,598	23,939	23,471	22,261	22,277	21,468
	転出	30,217	29,178	29,725	29,853	29,387	27,777	27,069
	社会増減	△ 5,723	△ 5,580	△ 5,786	△ 6,382	△ 7,126	△ 5,500	△ 5,601
男性	転入	14,167	13,625	14,008	13,556	12,784	13,122	12,650
	転出	16,705	15,924	16,437	16,214	16,185	15,693	15,065
	社会増減	△ 2,538	△ 2,299	△ 2,429	△ 2,658	△ 3,401	△ 2,571	△ 2,415
女性	転入	10,327	9,973	9,931	9,915	9,477	9,155	8,818
	転出	13,512	13,254	13,288	13,639	13,202	12,084	12,004
	社会増減	△ 3,185	△ 3,281	△ 3,357	△ 3,724	△ 3,725	△ 2,929	△ 3,186

令和3年における長崎県の社会動態の推移（日本人、県外移動、年齢階級別）

年齢階級（区分）	男女計			男性			女性		
	転入	転出	社会増減	転入	転出	社会増減	転入	転出	社会増減
幼年期（0-4歳）	1,195	1,393	△ 198	625	748	△ 123	570	645	△ 75
少年期（5-14歳）	1,297	1,460	△ 163	692	757	△ 65	605	703	△ 98
青年期（15-19歳）	1,547	3,480	△ 1,933	1,063	2,085	△ 1,022	484	1,395	△ 911
青年期（20-24歳）	3,921	6,173	△ 2,252	2,309	3,269	△ 960	1,612	2,904	△ 1,292
壮年期（24-44歳）	8,799	9,665	△ 866	5,006	5,451	△ 445	3,793	4,214	△ 421
中年期（45-64歳）	3,526	3,458	68	2,356	2,202	154	1,170	1,256	△ 86
高年期（65歳以上）	1,183	1,440	△ 257	599	553	46	584	887	△ 303
総数	21,468	27,069	△ 5,601	12,650	15,065	△ 2,415	8,818	12,004	△ 3,186

4-2 地域の課題

4-1に記載のとおり、本県は、良質な雇用の場の不足により人口が減少しており、このまま人口減少が進むと、2040年頃に生産年齢人口が、県人口の半数割れを迎える状態にある。人口減少は、日々の生活においては実感しづらい「静かなる危機」といわれるが、県内各地域においては、過疎化の進行、集落・都市機能の低下、地域コミュニティの活力低下、経済規模の縮小、担い手不足、

社会保障費の増など、人口減少、高齢化、少子化による社会経済への影響が様々な場面で現れてきている。

したがって、人口減少対策、特に若年者の県外流出対策が県の重要課題となっており、人口の社会減少に歯止めをかけるためには、特に若年者が希望する職種に就職できるような「雇用の受け皿」が必要である。そのためには、県内既存企業の規模拡大に対する支援や、企業の事業継続計画（BCP）に基づく拠点分散の動き等を捉えた戦略的な企業誘致や追加的な設備投資等によって、良質な雇用の場の創出を強力に推進していく必要がある。

4-3 目標

【概要】

本県では、若者が魅力を感じる良質な雇用の場が少なく、県外流出に歯止めがかからない状況となっており、良質な雇用の場の創出が不可欠となっている。

本県はこれまで、造船・プラント産業を基幹産業として発展してきたが、造船不況等による大きな変化が生じており、さらに、世界的なカーボンニュートラルの流れにより発電プラントの市場規模が急速に縮小し、関連企業の受注が減少する等、基幹産業が大きな転換期を迎えている。

そうした中、県内企業では、造船・プラント分野で培ってきた高度な金属加工技術を活かし、半導体や航空機分野へ進出する動きがみられ、大手メーカーと直接取引できる中堅企業は育ってきているものの、産業構造転換は途上の段階である。

労働人口を成長分野の産業に県内でシフトさせ、企業成長を促進する構造転換を加速するため、本県では、「半導体」、「航空機」、「造船・プラント」、「ロボット（産業用機械）・IoT」、「医療」を「成長5分野」と位置付け、産業振興に取り組んでいる。

本県の強みとなっている「半導体」、「航空機」、「造船・プラント」の脱炭素化に向けた環境配慮対応分野を中心に、高度な金属加工技術を活かせる「ロボット（産業用機械）・IoT」分野、BSL-4（バイオセーフティレベル4）の立地により、製薬分野等での医工連携等が可能となる「医療」分野の成長が期待される。

今後は、これらの成長分野の企業誘致の推進を図るとともに、成長分野や脱炭素化推進分野の地場企業、地場の食品製造業、地場のスタートアップ企業の設備投資の推進を図り、産官学を挙げて技術的対応の促進、持続的な人材確保に取り組み、産業構造の転換と良質な雇用の場の創出につなげていく。

【数値目標】

【ながさき地域再生投資促進事業】

	令和 4 年度 (1 年目)	令和 5 年度 (2 年目)	令和 6 年度 (3 年目)	令和 7 年度 (4 年目)
誘致企業の新規立地件数 (件)	10	10	10	10
地場企業との立地協定に基づく 新規雇用者数(人)	100	100	100	100
県内製造業の従業員 1 人当たり 付加価値額 (千円)	12, 248	12, 333	12, 419	12, 504

令和 8 年度 (5 年目)	令和 9 年度 (6 年目)	令和 10 年度 (7 年目)	令和 11 年度 (8 年目)
10	10	10	10
100	100	100	100
12, 590	12, 675	12, 761	12, 846

令和 12 年度 (9 年目)	令和 13 年度 (10 年目)	令和 14 年度 (11 年目)
10	10	10
100	100	100
12, 930	13, 015	13, 100

※各目標数値については、「経済構造実態調査」、「経済センサス」により把握する。

※各年度の基準月は、3月とする。

数値目標設定根拠は、以下のとおり。

- ・ 誘致企業の新規立地件数

平成 27 年～令和元年における平均の企業誘致数 9 件を上回る件数維持を目指す。

- ・ 地場企業との立地協定に基づく新規雇用者数

立地協定締結に基づく設備投資に対する支援について、平成 26 年～平成 30 年の

5年間の平均実績100人/年の人数維持を目指す。

・ 県内製造業の従業員1人当たり付加価値額

全国の製造業の従業員1人当たり付加価値額は、平成28年～平成30年において約4.3%の増加を示している。本県においては、同期間において約5%の増加を示しており、全国平均を上回っていることから、この水準維持を目指す。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

県内の設備投資を推進し、県内経済の再生を図るため次の事業を行う。

(1) 本県の特性を活かした戦略的な企業誘致の推進

企業誘致のターゲットとして、本県の各地域のポテンシャルや立地環境を十分に活かし、県内地場企業との相乗効果が期待できる次の成長分野の企業を重点的に誘致する。また、企業立地後のアフターフォローを実施し、さらなる産業集積や事業規模拡大に繋がる各種支援を行う。

○航空機

○半導体（製造装置、素材含む）

○医療（医薬、医療機器等）

○ロボット・IoT（産業用機械、電子部品含む）

○造船・プラント（次世代自動車、蓄電池等含む）

(2) 地場企業の設備投資の推進

地場企業は、県内経済を牽引しているのみならず、雇用の中心的な場を提供していることから、持続的発展を図るための生産及び研究施設並びに各種サービス提供施設等の整備に対する投資への支援を積極的に行う。

○（1）の重点的に誘致を推進する分野

○脱炭素化推進分野（国のグリーン成長戦略が掲げる14の産業分野）

○食品製造業

○スタートアップ企業

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

1) 支援措置の番号及び名称

○地域再生支援利子補給金【A2004】

2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が、産学官共同研究や先端技術開発の成果を活かし、新商品や新技術の開発・事業化等新規事業や事業基盤の強化拡張等を行う事業者に対して、資金を貸し付ける事業

3) 地域再生支援利子補給金交付要綱別表で規定する事業の種別等

- ア) 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- イ) 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ウ) 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関

「ながさき地域再生投資促進計画」に関する地域再生協議会の構成員である以下の金融機関。

株式会社商工組合中央金庫、株式会社十八親和銀行、株式会社長崎銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、株式会社佐賀銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社北九州銀行、株式会社肥後銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社佐賀共栄銀行、福江信用組合、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、株式会社八十二銀行

5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される事業の経済的社会的効果等

経済的社会的効果及び雇用創出効果として、誘致企業による立地と地場企業の工場立地により新規雇用者数が引き上げられ、地域の人的交流や経済活性化が見込まれる。

また、設備投資による規模拡大やDX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）への対応の効果として、製造業やサービス産業における労働生産性の向上が期待され、良質な雇用創出に寄与する。

計画期間（10年）後の数値目標は、以下のとおり。

○誘致企業の新規立地件数（累計）	100 件
○地場企業との立地協定に基づく新規雇用者数（累計）	1,000 人
○県内製造業の従業員 1 人当たり付加価値額（令和 14 年度）	13,100 千円

利子補給対象事業のみによる効果（見込）は、以下のとおり。

- ・利子補給金活用見込件数 10 件（令和 14 年度まで）

- ・雇用創出効果
340 人（＝34 人×10 件）
- ・県内製造業の付加価値額の押し上げ
4,049,060 千円（＝11,909 千円×340 人）

【根拠】

- ・県内製造業の従業員 1 人当たり付加価値額 11,909 千円（平成 30 年分工業統計）
668,614,000 千円/56,145 人 ＝11,909 千円
- ・県内製造業の 1 事業所当たり従業者数 34 人（56,145 人/1,640 事業所）

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

①オフィス系企業誘致事業補助金に基づく支援

事業概要：県内に新たな事業所等を新設するオフィス系企業に対し、通信費、事務所等賃借費、新規雇用者等の雇用に要した経費、設備投資費、施設整備費等に対する補助を行う。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：平成 26 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

②長崎県誘致企業工場等設置補助金に基づく支援

事業概要：県内に新たな工場等を新設する企業に対し、設備投資費、新規雇用者等の雇用に要した経費、地場発注に要した経費等に対する補助を行う。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：平成 19 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

③長崎県誘致企業工場等設置一般奨励金に基づく支援

事業概要：県内に新たな工場等を新設する企業に対し、製造等の用に供している不動産取得税相当額の補助を行う。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：平成 13 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

④地場企業工場等立地促進補助金に基づく支援

事業概要：地域経済の持続的発展と雇用の確保を図ることを目的に、地場

企業（県内立地後 5 年経過の誘致企業を含む）の設備投資や新規雇用に対して、誘致企業に準じた助成制度により、地場企業の県内における工場新增設等の立地と雇用の拡大を促進する。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：平成 19 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

⑤長崎フードバリューアップ事業に基づく支援

事業概要：食料品製造業の付加価値額の増加を図るため、食料品製造業者等が「県産材」、「歴史（ストーリー）」、「便利食」、「安全・安心・機能性」等に注目して、ギフト用品・業務用品・日用品といった新たな市場へ進出する等の販路を見据えた設備導入等の取組を行うことを支援する。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：令和元年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

⑥グリーン対応型企業成長促進事業に基づく支援

事業概要：2050 年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、急速に進展する脱炭素化の動きに全国に先駆けて対応し、将来を見据えた新たな技術の獲得や、企業間連携によるサプライチェーンの強化を図るため、本県製造業のグリーン化対応に必要な設備投資等を支援する。

事業実施主体：長崎県

事業実施期間：令和 4 年 9 月 5 日から令和 15 年 3 月 31 日まで（予定）

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和 15 年 3 月 31 日まで

（地域再生支援利子補給金の支給期間（5 年間）を含めた計画期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から令和 10 年 4 月 1 日までとする。）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況に係る評価の手法

4－3 に示す地域再生計画の目標の達成状況については、計画期間の毎年度に必要な調査を行い、状況の把握を行うとともに、県で検証を行う。

7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4－3 に掲げる目標について、7－1 に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに本県のホームページで公表する。